

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年9月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：カンボジア国地域中核港・物流ハブ化に向けたシハヌークビル港マスタープラン策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：カンボジア国地域中核港・物流ハブ化に向けたシハヌークビル港マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：25a00495

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年9月3日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国地域中核港・物流ハブ化に向けたシハヌークビル港
マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年11月～2027年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度(2026年10月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 9月 9日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 9月 9日 12時まで
3	質問への回答	2025年 9月 12日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 9月 26日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年10月7日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/QvmADYX8Ry>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当た

っての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが「若手育成加点」は適用しません。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトのアウトカム、アウトプット、調査項目の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	「地域中核港・物流ハブ」の定義と地域中核港・物流ハブ化戦略の検討方法	第3条（2）④
2	2050年までにシハヌークビル港が目	第3条（2）⑤

	指すべき開発・運営方針及び PPP の在り方	
3	民間セクター及び本邦企業の巻き込み等によるマスタープラン及び段階的整備計画の実効性担保の在り方	第3条 (2) ⑤
4	2050 年までにシハヌークビル港が目指すべきカーボン・ニュートラル・ポート、ジェンダー主流化、DX（自動化及び AI 導入を含む）の在り方	第3条 (5)、(6)、(7)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待されるアウトプットを発現し、アウトカム達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年4～5月
- ・ R/D署名：2025年7月30日

第3条 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクト実施体制

- 本プロジェクトは、シハヌークビル港（以下、「本港」という。）の地域中核港・物流ハブ化マスタープランを策定することにより、本港の地域中核港・物流ハブ化に寄与することを目的としている。
- 開発計画調査型技術協力では、当該調査による提案内容が、先方政府の政策・開発計画に反映される、または調査で提案された案件が相手国政府の資金や国際機関、他援助機関、民間による実施が予定される等が必要となる。

開発計画の策定・実施には、複数の関係機関が関与するため、適時適切な情報共有や連携が必要である。本プロジェクトを通じて各機関を横断する議論と合意形成を図る場を整え、協議体がプロジェクト終了後も継続し、プロジェクトで提案した内容の実施を促進する方法をプロジェクトの中で議論する。

以上を前提として、本プロジェクトでは以下の実地体制を想定している。

① 合同調整委員会（JCC）

- 発注者と相手国実施機関（シハヌークビル港湾公社（Sihanoukville Port Autonomous。以下「PAS」という。）及び公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport。以下、「MPWT」という。）（以下、PAS

と MPWT とをあわせて「C/P」という。)は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee) もしくはそれに類する案件進捗・調整会議 (以下、「JCC」という。)を設置する。

- 受注者は、相手国の議長が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認し、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等の支援を行う。
- JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- JCC の議長は MPWT 大臣である。JCC の実施体制図は R/D に記載の通りで、JCC を構成する各組織のメンバーは、詳細計画策定調査の結果を受けた 2025 年 6 月 10 日付 MPWT 大臣の通達により、以下の通り決定されている。

1)	Minister, MPWT
2)	Permanent Secretary of State, MPWT
3)	Secretary of State, MPWT
4)	Secretary of State, MPWT
5)	Secretary of State and Director of the Cabinet, MPWT
6)	Secretary of State of Ministry of Economic and Finance (MEF : 経済財政省)
7)	Secretary of State of Ministry of Commerce (MOC : 商業省)
8)	Chairman & CEO of Sihanoukville Autonomous Port, PAS
9)	General Director of General Department of Administration and Finance, MPWT
10)	General Director of General Department of Waterway and Maritime Transport and Port, MPWT
11)	General Director of Logistics, MPWT
12)	Deputy General Director of General Department of Customs and Excise, MEF
13)	Deputy Chief of Office of Customs and Excise of Sihanoukville Autonomous Port
14)	Representative from Japan Embassy

15)	Representative from JICA HQ
16)	Representative from JICA Cambodia office
17)	JICA Advisor Expert of Logistic in Cambodia

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打合わせを行う。
- 受注者は、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適時に報告・相談する。必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

② ワーキング・グループ（WG）

- プロジェクトの課題毎に Working Group（以下、「WG」という。）を設置し、C/P のみならず関係機関の実務レベルと日常的に活動・協議を進める。
- 計画策定及び実施には、関係機関との調整・連携が重要になることから、JCC および WG を十分活用し、関係機関の協力が得られるよう留意する。

③ 他事業／他機関との連携

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討する。

（２） 策定するマスタープランの位置づけ・戦略・方向性

① C/P のマスタープランに対する期待

- 本プロジェクトでは、C/P のマスタープランに対する期待を踏まえ、以下のアプローチを意識して M/P 策定に取り組むことについて、R/D で合意している。
 - 政府の上位計画、法律（水運法を含む）、関連計画等との整合を図ること。
 - “地域連結性（Regional Connectivity）と 物流競争力（Logistics Competitiveness）を強化する観点を組み込むこと。
 - MPWT 及び PAS に対する JICA 協力事業のアセットを活用すること。
 - JICA 技術協力プロジェクト「物流改善能力向上プロジェクト」（略称

「CLIP3／SF-CLIP」）で実施中の「Regional Hub Study」との連携・相乗効果を図ること。

- ・ シハヌークビル港と背後圏の（現状に加え）将来見通しを分析すること。
- ・ 「グリーン」と「デジタル」のアプローチにより付加価値を生み出すこと。

② 上位計画／関連する開発計画との関係

- 相手国政府は最上位の開発戦略「第一次五角形戦略」（2023 年）において、2030 年までに高所得国、2050 年までに高所得国となることを目指し、「経済多様化と競争力の強化」を重点分野として掲げ、「運輸・物流セクターの連結性及び効率性の向上」に取り組むこととしている。運輸セクターの上位計画「包括的インターモーダル運輸・物流マスタープラン 2023-2033」（2023 年 8 月）（以下、「インターモーダル MP」という。）では、首都プノンペン-シハヌークビル間を主要回廊の一つとし、本港を国内港湾の核として開発を進めることとしている。プノンペン-シハヌークビル間の貨物輸送モードは、既存の道路と鉄道に加え、今後はプノンペンとカンボジア南部のタイ湾沿岸にあるシハヌークビル近郊のケップにある深海港を結ぶフナン・テチョ運河の建設により、貨物流動の変化も想定される。また、本港が所在するプレアシハヌーク州を含む沿岸 4 州（プレアシハヌーク州、カンポット州、コッコン州、ケップ州）においては、経済財政省（Ministry of Economy and Finance）が多目的 SEZ・経済回廊開発マスタープランを策定中である。そのため、本プロジェクトで策定されるマスタープランが、上位計画や関連する開発計画（自治体の土地利用計画を含む）の改訂や更新のタイミングで、適切にそれらに反映されるものとなるよう、実施機関に加えて各計画を担う関係機関とも丁寧な合意形成を図り、カンボジア側関係者の理解を醸成する。
- 上述の通り、本港の背後圏では、将来にわたって産業高度化や地域連結性強化が計画されており、公共海港で唯一のクラス I²である本港及びその後背地には、コンテナ貨物が集積する国内中核港及び物流ハブとして、長期的に大きな要求が向けられることは明らかである。そのため、本プロジェクトで策定するマスタープランでは、本港を取り巻く複雑な情勢変化や本港への多種多様な要求を総合して、港湾空間を長期的な視点で、開発、利

² カンボジアにおける港湾の格付けは、クラス I：海外航海に従事する船舶が寄港する港湾、クラス II：海外航海と国内航海に従事する船舶が寄港する港湾、クラス III：国内航海に従事する船舶が寄港する港湾、特別クラス：クラス I、II、III に属さない特別な工業製品を取り扱う港湾、と分類されている。

用、保全するための姿を描く、シハヌークビル港の「長期構想」についても取り纏める。

- かかる状況の中、2022年3月に岸田首相（当時）がカンボジアを訪問した際のフン・セン首相（当時）との首脳会談において本港をカンボジア、ひいてはメコン、そしてより広い地域における主要な港の中核港として機能させるべく最大限協力していくことで一致した。さらに、2023年12月、日カンボジア首脳会談において、フン・マネット首相は本港のマスタープラン策定に係る協力を要請し、岸田首相（当時）からは同港が地域の中核港として機能するよう、引き続き協力していく旨回答がなされたことを受け、本プロジェクトを実施するものである。そのため、本プロジェクトは、上述の通り JCC の議長を MPWT 大臣が務め、首相にも随時情報共有される等、先方ハイレベルの期待値が極めて高い。よって、本プロジェクトは、案件開始直後から先方ハイレベルの期待値を上回る協力のスピートと質を提供し、プロジェクト実施中に先方ハイレベルの期待や方向性に変化が生じる場合も、柔軟に応じてアウトプットを提供する。

③ 目標年次

本プロジェクトで策定するマスタープランは、上述の上位計画「第一次五角形戦略」の目標年次が2050年までとなっている点を考慮し、目標年次を2050年とする。また、段階的整備計画の計画スパンについては、短期の目標年次を2030年、中期を2040年、長期を2050年と想定する³。

④ 「地域中核港・物流ハブ」の定義⁴

- 案件名に含まれる「地域中核港・物流ハブ」が対象とする範囲は、シハヌークビル港取扱貨物発生集中地区、カンボジア全土、メコン地域等、文脈により定義が複数存在することから、本プロジェクト開始後早期に適切な範囲を検討する必要がある。
- シハヌークビル港と国内他港との機能整理について、詳細計画策定調査時点のPASの認識は、シハヌークビル港は地域ハブ港湾、プノンペン港はハブ河川港として役割分担し、近隣民間港は新コンテナターミナル2、3（NCT2、3）完成後のシアヌークビル港を補完するフィーダー港の位置づけとのことであった。また、シハヌークビル港への大型の本船寄港が実現すると、プノンペン港 - カイメップチャーバイ港間コンテナがシハヌークビル港へシフトすることも想定していた。本プロジェクトで策定するマスタ

³ 計画スパンの変更が必要と考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

⁴ 「地域中核港・物流ハブ」の定義と地域中核港・物流ハブ化戦略の検討方法については、プロポーザルで提案すること。

ープランは目標年次が 2050 年であることに鑑み、中長期の全国貨物需要予測も踏まえた上で、本港と国内他港との需要配分・機能整理については適切に検討する。

⑤ 民間セクター及び本邦企業の巻き込み⁵

- 本プロジェクトで策定するマスタープラン及び段階的整備計画の実効性を担保する上では、民間連携を図り、港湾や背後圏のユーザー（船社、荷主、物流事業者、経済特区参入企業等）の意向を聴取しながら、ユーザーにとって利用価値の高い港湾とすることが重要である。そのため、R/D では、本プロジェクトではマスタープランの策定過程において、JCC で承認した中間成果物を港湾や背後圏のユーザー候補者を対象としたセミナーで共有・公開することを C/P と合意している。よって、適切な対象者を検討・提案した上で、適切なタイミングにおいて、後述の通りプロジェクト期間中に計 2~3 回程度、普及セミナーを開催する。
- シハヌークビル港の今後のターミナル運営に関し、引き続き PAS による直営を続けつつ、徐々に民間と連携していくにあたり、本プロジェクトで策定するマスタープランでは PPP を念頭に検討を進める余地がある。将来的な日本企業等との連携を見据えて、本プロジェクトでは開発・運営方針及び PPP のあり方の提言を行う。

⑥ 策定するマスタープランの承認プロセス

- 本プロジェクトで作成するマスタープランの実効性を担保するためには、C/P を所管する省庁・組織内及びカンボジア政府（首相）による承認を得ることが必要である。
- 策定後の速やかな承認と実現に向けて、手続きの確認、必要となる事前調整や計画策定段階で検討すべき事項に漏れがないかなどの確認を本プロジェクトにおいて継続的に行う。計画策定の段階から、相手国中央省庁及び関係機関との情報共有を行う。
- 本プロジェクトでのマスタープラン策定後は、これに基づき C/P が法定港湾計画を策定することが想定される。他方、マスタープランそのものも相手国において法定計画として位置づけられるのか、更にはマスタープランに含める段階的整備計画の承認プロセス等においてどのように活用され、改訂されるのか等、相手国関係機関等との協議等を通じて整理し、最適なフローを検討する。

⁵ 2050年までにシハヌークビル港が目指すべき開発・運営方針及びPPPの在り方、及び、民間セクター及び本邦企業の巻き込み等によるマスタープラン及び段階的整備計画の実効性担保の在り方については、プロポーザルで提案すること。

⑦ 他機関が実施する関連プロジェクトとの連携

- 国際金融公社（IFC）が経済財政省（MEF）及び MPWT と共に実施中の PPP 事業「シハヌークビル物流コンプレックス（SHV-LC）⁶」では、シハヌークビル港の後背地である PAS 所有地が候補地に選定され、現在は F/S を実施中である。そのため、本プロジェクトによるシハヌークビル港の貨物需要予測、内陸部との連結性、後背地の活用等の検討においては、IFC の SHV-LC 事業とも連携を図る。

⑧ 発注者の他事業との連携・成果の活用

- 本プロジェクトに先立って実施されている先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行う。
- 具体的には、発注者は現在、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」（2017 年 L/A 調印）及び「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」（2022 年 L/A 調印）にて新コンテナターミナル（NCT1,2,3）の整備を進めている。また、円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ 3」（2022-2027 年）では、PAS による本港（コンテナターミナル及び SEZ）の運営・管理能力の強化を図っている。本プロジェクトは、シハヌークビル港のマスタープラン策定の過程で、NCT を最大限活用するための貨物需要の創出や広域集貨に係る検討を実施し、一層の貨物の呼び込みに貢献することが期待されるとともに、将来的に同港をカンボジア国内ひいてはメコン、そして ASEAN 地域の中核港及び物流ハブとして発展させるための計画を策定するものであることから、実施中の円借款事業の開発効果増大に寄与するものと位置付けている。また、MPWT に対する技術協力「物流改善実施能力向上プロジェクト」（2024 年～2027 年）にて実施中の調査「Regional Hub Study」では、同国を地域のハブとするための政策及び戦略の策定を支援していることから、同調査との重複を避けつつ、連携及び相乗効果を図る。
- 既往案件の教訓の一つとして、発注者が 2017 年に実施した「経済特区開発支援に関するプロジェクト研究」では、既往円借款で整備したシハヌークビル港経済特別区（以下、「SPSEZ」という。）については、市場ニーズや港湾に隣接しているメリットを活かしきれず、企業誘致が難航していることから、近郊で操業している他の経済特区と差別化を図るため、当初

⁶ Deal to Deliver Cambodia' s New Logistics Complex, Promote Regional Connectivity and Integration

想定した製造業に加えて港湾に隣接している立地特性を活かした物流・加工業誘致の可能性を模索する必要性が指摘されている。また、SPSEZ は実施機関である PAS に経済特区の運営経験が無いことから、潜在顧客へのマーケティング、アフターケアサービスが容易でなかったと分析されている。本プロジェクトの調査項目には、周辺の地域中核港との比較優位を明らかにするための市場競争力調査を含むが、調査では港の後背地・臨港地区の経済特別区や集積産業、PAS が内陸部に所有する土地等も広義の港湾・物流機能と捉えて対象に含め、本港の機能を強化するための提言をマスタープランに盛り込む。実効性の高い提言を行うにあたり、本プロジェクトでは、後背地・臨港地区の土地利活用のための需要調査、運営体制、マーケティング戦略等の検討も行う。

（３） 新たなターミナル展開地区の検討⁷

現在円借款にて建設中の新コンテナターミナル 3（NCT3）に引き続くターミナル整備の候補地として、NCT3 の西側に加えて、同地区から離れた沖合（新たな地区）への展開の可能性も、PAS 内では検討されている。本プロジェクトの港湾施設配置計画においては、代替案の検討も含めて上記 2 地区を念頭に置くが、詳細はプロジェクト開始後早期に検討する必要がある。また、本プロジェクトにて新たな地区へのターミナル展開を加味してマスタープラン策定（特に港湾施設配置計画）を行う場合、特に PAS が求めるアウトプットの質や精度の観点から、当該地区の自然条件調査を実施する。

（４） 環境社会配慮

本プロジェクトの戦略的環境アセスメント（SEA）について、以下の通り実施する。なお、カンボジア環境省（MOE）によって近日中に SEA ガイドラインの発行が予定されているため、同ガイドラインの内容も確認する。

① 「戦略的環境アセスメント」

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）

（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価

⁷ 新たなターミナル展開地区の検討方法及びボーリング調査（対象エリア、本数、間隔、工程等）を含む自然条件調査の内容については、プロポーザルで提案すること。

方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

（イ）主な調査項目は、以下のとおり。

ア）政策、計画等の目的・目標の検討

イ）相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ）政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）

エ）合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ）スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

カ）ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

キ）影響の予測

ク）影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）

ケ）緩和策（回避・最小化・代償）の検討

コ）モニタリング方法の検討

サ）第3条（3）の新たなターミナル展開地区の検討について、事業サイトの選定に向けた代替案（事業を実施しない案を含む）の技術面・財務面・環境社会配慮面の比較検討を行う。なお、事業サイトが、相手国指定の保護区又は重要な生息地・森林を含む場合は、加えて「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月版）に関するよくある問答集（2022 年 1 月）」のうち、保護区又は重要な生息地・森林に関連する事項に沿った分析を行う。

シ）ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

（５）カーボン・ニュートラル・ポート（CNP）及び気候変動対策に資する計画⁸

本プロジェクトでは、マスタープランの目標年次である 2050 年までにシハヌークビル港が国際競争力を高めるため、PAS に新設された Green Port WG と調整しながら、マスタープランにカーボン・ニュートラル・ポートの概念を適用し、実行に向けた取組みを行うことを R/D で C/P と合意している。

⁸ 2050年までにシハヌークビル港が目指すべきカーボン・ニュートラル・ポートの在り方については、プロポーザルで提案すること。

パリ協定に基づき、カンボジア政府は「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定し、2030 年までに GHG 排出量を 41.7%削減するとしている。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本プロジェクトにおいても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、マスタープラン策定計画に当たっては、温室効果ガス（以下、「GHG」という。）排出量の最小化（気候変動緩和策）や、気候変動による影響を考慮に入れた計画策定（気候変動適応策）の検討を行う。

- 本プロジェクトは、上述の CNP（カーボンニュートラルポート）の概念を適用した取り組みにより、省エネ、高効率の設備の導入などによる港湾の GHG 排出量の削減が検討され、GHG が削減できれば、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本プロジェクトで策定するマスタープランでの対応策の導入を検討する。
- 本プロジェクトは、気候変動の影響による台風や高波の被害への対策が検討されれば、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、適応策についても検討する（脆弱性と気象リスク影響予測、気候変動の影響を考慮した土地の選択と開発計画の策定等）。

（6） ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画策定⁹

本プロジェクトでは、詳細計画策定調査にて確認された、カウンターパート機関である PAS や PAS の関連する事業における女性の労働人口の少なさや、物流・交通分野における意思決定段階で女性や社会的弱者の参画が達成されていないというジェンダー課題を踏まえて、R/D にてマスタープランの文書内に、ジェンダーの分析結果とその対応に関する章を設けることを C/P と合意した。この合意に基づき、以下の点に留意してマスタープランを策定する。

- 開発計画策定や事業実施において公平な社会参加を阻害されている人々（女性、貧困層、子供、高齢者、障害者、性的マイノリティ等）を包摂した活動展開が求められる。
- プロジェクトの意思決定の初期段階における会議等のニーズ確認の場において上記の人々の積極的な参加の促進、及び積極的な聞き取りにより、プロジェクトへの関与と社会的包摂性を推進する。
- 調査においては、関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流

⁹ 2050年までにシハヌークビル港が目指すべきジェンダー主流化の在り方については、プロポーザルで提案すること。

化のための手引き（特に「Step 1 社会・ジェンダー分析の実施」）』に則り、ジェンダー平等や社会的包摂性を志向した計画の導入・整備の検討を行う。

（７） 自動化及び AI 導入を含む港湾における DX を考慮した計画策定¹⁰

本プロジェクトでは、マスタープランの目標年次である 2050 年までにシハヌークビル港が国際競争力を高めるため、港湾における DX を推進し、他の先進港湾のような AI による港湾運営の自動化等を検討することが必要となる。日本の港湾では、各種規制や安全志向等により抜本的な自動化が進んでいない現状に鑑み、将来的に本港をパイロットとして試験的な運用を行い、日本にフィードバックする等、国外で得た技術や知見を国内に還流することも検討する。

（８） 技術協力事業としての位置づけ

① R/D に基づく実施

- 本業務は、R/D に基づき実施する。

② プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、C/P の職員等のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。
- 受注者は、プロジェクト全体の進捗、アウトプットの発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（必要に応じて R/D の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する C/P との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト内容の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

③ C/P のオーナーシップの確保

- 受注者は C/P のオーナーシップの確立に十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・推進するよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後のインパクトの発現に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確

¹⁰ 2050年までにシハヌークビル港が目指すべきDX（自動化及びAI導入を含む）の在り方については、プロポーザルで提案すること。

保等実施体制の整備・強化を図る。マネジメント体制の構築・強化や人材育成にあたっては、可能な限り構成員や対象が特定の性別に偏らないように留意する。

- 業務実施にあたっては、受注者のみで進めるのではなく、C/P 及び関係機関と緊密にコミュニケーションを図り、計画策定や調査実施手法およびそれらを進める際の留意事項等について技術移転を図りながらプロジェクトを進め、C/P が自ら計画を作成・改訂する、調査を実施することが可能となるような能力強化を図る。

④ 広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果について相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解を得られるよう、受注者は発注者と連携して、工夫して効果的な広報活動に務める。
- 本プロジェクトの活動が報道機関等で取り上げられる場合は、受注者は発注者に対して速やかに情報共有を行う。
- 関連する学会やシンポジウム等での本プロジェクトの成果の発表も検討する。なお、発表内容については事前に発注者と発注者の間ですり合わせる。
- 受注者は各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけてコンサルタント業務従事月報提出時等に発注者へ提出する。

⑤ 開発インパクトの最大化の追求

- 対象地域／国あるいは対象分野における発注者及び他機関の関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（９） 収集資料・データの利用・公開に向けた対応

- 本プロジェクトで収及び作成する広範な資料・データについては、今後対象地域への進出を検討している民間企業や他援助機関等の参考情報として、内容を整理した上で可能な範囲で外部公開する。特に、上記（２）⑤に記載の通り、本プロジェクトではマスタープランの策定過程において、JCC で承認した中間成果物を港湾や背後圏のユーザー候補者を対象としたセミナーで共有・公開する。

- 情報の利活用を図ることを念頭に、DX等を活用した整理を行ったうえで、受注者はプロジェクト終了時に発注者へ提出する。
- データの取得に当たっては、文献やC/Pへの照会等を通じて相手国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時に提出する。
- 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）。

（１０）発注者への事前説明

- 各種レポート等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・C/Pに提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・C/Pとの間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）。

第４条 業務の内容

（１）業務計画書の作成

- R/D及び関連調査・関連事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

(2) インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、その内容について発注者の承認を得る。
- 現地業務開始時に C/P を含む相手国政府関係機関にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、C/P と合意する。

(3) 調査項目 1) 「シハヌークビル港及び背後圏地域の現状、課題、将来見通しの分析」に関わる活動

- ① カンボジア国の現状と開発戦略・政策・計画のレビュー
- ② プレアシハヌークビル州の現状と開発戦略・政策・計画のレビュー
- ③ シハヌークビル港の現状把握と課題の分析
- ④ シハヌークビル港のメコン地域を含む周辺地域における役割の検討
- ⑤ カンボジア国の産業・貿易の現状把握、課題分析及び将来計画のレビュー
- ⑥ カンボジア国及びメコン地域を含む周辺国における運輸インフラ及び港湾サービスの現状把握、課題分析及び将来計画のレビュー
- ⑦ カンボジア国及びメコン地域を含む周辺国における貨物流動及び連結性の現状と課題並びに連結性の将来見通しの分析
- ⑧ 経済特区・保税地域の現状把握、課題分析及び計画のレビュー
- ⑨ シハヌークビル港に向けられる要請の分析（他の地域中核港との比較した本港の特徴や優位性を明らかにするための市場競争力調査を含む）

(4) 調査項目 2) 「『シハヌークビル港地域中核港・物流ハブ化マスタープラン 2050』の策定」に関わる活動

- ① 地域中核港・物流ハブ化戦略の検討
- ② 将来需要予測（国際/国内、貨物/旅客）
- ③ 新たなターミナル展開地区の検討
- ④ 港湾計画の検討
- ⑤ 港湾振興・カーボンニュートラル・情報港湾施策の検討
- ⑥ マスタープラン（長期構想及び港湾計画）の作成
- ⑦ 港湾管理・開発方式・段階整備等目標達成にむけた取り組みの検討
- ⑧ シハヌークビル港が地域中核港及び物流ハブとしての機能を果たすために必要なインフラ整備及びサービス改善の提言

- (5) 調査項目3「マスタープランの策定や実現に向けた能力強化」に関わる活動
- ① マスタープランの策定や実現に関する研修、技術協議や知見共有のためのワークショップ、民間連携促進のための普及セミナー等の実施
- (6) インテリムレポートの作成・説明・協議
- 中間成果物としてそれまでの成果を取りまとめ、インテリムレポートを作成する。
 - JCCにて相手国関係者に説明し、中間成果物としての内容及び普及セミナーでの共有・公開の承認を得ると共に、既存計画への反映方法、実施体制、相手国内での説明方法等について協議を行う。
 - マスタープランに求められる成果、内容、位置づけ、相手国内での最終成果物の承認プロセス等を改めて確認し、特に承認に向けてのマスタープランの調整事項・不足事項の内容について確認し、残りの期間で対応すべき事項について、関係者の役割分担を含めて目線合わせとスケジュール感を確認する。
- (7) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議
- マスタープランを中心にすべての調査成果について、発注者の指示を踏まえて修正した上で、C/Pに対する提言をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。
 - C/Pに説明し、基本的了解を得る。
 - ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。
 - 発表資料はC/Pからのコメントを反映し修正し、将来の開発計画承認／マスタープラン承認の場において、C/Pが活用することを想定する。
- (8) ファイナルレポートの作成
- ドラフト・ファイナルレポートに対する発注者やC/P等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。
- (9) 留意事項に関わる活動
- 第3条に記載の留意事項に対応するための業務を行う。
- (10) 本邦研修
- 本業務に関連し、本邦研修を実施する。本邦研修に関する実施業務は、本契約

の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

表 本業務にて対応する本邦研修

目的・研修内容	プロジェクトの目的・アウトプット達成を支援するもの。
実施回数	合計 1 回
対象者	本業務の JCC 及び WG のメンバーのうち、マスタープラン策定における主要な役割を担うもの。
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回

（１１）セミナー

本業務に関連し、民間連携促進のための普及セミナーを実施する。想定規模は以下のとおり。

表 本業務にて対応する普及セミナー

目的・内容	本業務のマスタープランで策定する段階整備等の計画の実効性を担保する上では、民間連携を図り、港湾や背後圏のユーザー（船社、荷主、物流事業者、経済特区参入企業等）の意向を聴取しながら、ユーザーにとって利用価値の高い港湾とすること及び港湾管理・運営方式を検討することが重要である。そのため、マスタープランの策定過程において、本普及セミナーを通じて中間成果物を港湾や背後圏のユーザーに対して共有・公開し、意向を聴取することを目的に実施するもの。
実施回数	約 2～3 回
対象者	港湾や背後圏のユーザー（船社、荷主、物流事業者、経済特区参入企業等）、関心のある本邦企業
参加者数	約 50～150 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	プノンペン市内、シハヌークビル市内
実施形態	対面・オンライン併用

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプションレポート (Ic/R)	業務開始時に発注者と協議し決定する	英語	電子データ	—
インテリムレポート (It/R)	業務開始時に発注者と協議し決定する	日本語及び英語	電子データ	—
ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)	業務開始時に発注者と協議し決定する	日本語及び英語	電子データ	—
ファイナルレポート (F/R)	契約履行期限末日	英語	製本	15 部
			CD-R	7 部
		日本語	製本	6 部
			CD-R	3 部

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート (Ic/R)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法

- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 相手国実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

（３）インテリムレポート（It/R）、ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）

- ① 要約
- ② マスタープラン／それまでの調査成果
- ③ マスタープラン具現化に向けての提案（F/R、DF/R の場合）もしくは次期活動計画（It/R の場合）

（４）ファイナルレポート（F/R）

- ① 要約
- ② プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ③ 業務手法
- ④ 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ⑤ 技術移転の成果
- ⑥ 実施運営上の課題・工夫・教訓（人材育成・技術移転の工夫、運営体制等）
- ⑦ アウトカムの達成状況
- ⑧ 策定した計画の具現化に向けての提案

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)業務フローチャート
- (イ)詳細活動実績
- (ウ)人員計画・実績（最終版）
- (エ)研修員受入れ実績
- (オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ)資機材調達実績（引渡リスト含む）
- (キ)合同調整委員会議事録等
- (ク)その他活動実績

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者

に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	概要	数量	見積の取扱
1	ボーリング調査	第3条（3）に記載の通り。	一式	定額計上
2	戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査	第3条（4）に記載の通り。	一式	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

国際協力機構
社会基盤部運輸交通グループ第二チーム

1. 案件名（国名）

国名：カンボジア王国（カンボジア）

案件名：地域中核港・物流ハブ化に向けたシハヌークビル港マスタープラン策定プロジェクト

Project for the Development of the Master Plan to Transform Sihanoukville Port into a Regional Port and Logistics Hub

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における港湾セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
カンボジアの主要な国際港湾は、タイ湾に面したシハヌークビル港（以下「本港」という。）と首都プノンペンのメコン河岸にあるプノンペン港の２港である。プノンペン港は河川港のため水深が浅く、貨物取扱量に制約があることから、カンボジア唯一の大水深港である本港がカンボジアの輸出入コンテナ貨物（重量ベース）の約７割を取り扱っている。また、カンボジア国内港湾の格付けにおいても、本港は公共海港で唯一、クラスⅠ¹¹に分類され、2024年５月１日のフン・マネット首相のスピーチでは、クラスⅠの免許を2050年までは新規公布しない方針に言及されている。カンボジアの堅調な経済成長に支えられ、本港のコンテナ貨物取扱量は過去１０年間で年平均12.3%増加し、2024年には開港以来初めて年間100万TEUに達した。コンテナ貨物取扱量の増加に対応するため現在、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」及び「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」により、新たに３つのコンテナターミナル（New Container Terminal 1,2,3、以下「NCT1,2,3」という）の整備が進められている。2030年（予定）にNCT3が稼働開始することにより、本港のコンテナ貨物取扱容量は約250万TEUに達する見込みである。他方、シハヌークビル港のコンテナ貨物取扱量の将来需要は、ミクロ予測では2040年に298万TEU、2050年に392万TEU、マクロ予測ではそれぞれ263万TEU、346万TEUと予測されている（出典：シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業準備調査（2022年７月））。従って、NCT3が稼働した場合でも、2030年代後半には貨物需要が同港のコンテナ貨物取扱能力を上回ることが予想されていることから、NCT4以降の港湾計画の策定が急務である。

カンボジア政府は、最上位の開発戦略「第一次五角形戦略」（2023年）において、2030年までに高中所得国、2050年までに高所得国となることを目指し、「経済多様化と競争力の強化」を重点分野として掲げ、「運輸・物流セクターの連結性及び効率性の向上」に取り組むこととしている。運輸セクターの上位計画「包括的インターモーダル運輸・物流マスタープラン2023-2033¹²」（2023年８月）（以下「インターモ

¹¹ カンボジアにおける港湾の格付けは、クラスⅠ：海外航海に従事する船舶が寄港する港湾、クラスⅡ：海外航海と国内航海に従事する船舶が寄港する港湾、クラスⅢ：国内航海に従事する船舶が寄港する港湾、特別クラス：クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲに属さない特別な工業製品を取り扱う港湾、と分類されている。

¹² JICA及び世界銀行の支援で作成した「物流マスタープラン」（2018年）に、カンボジア政府が運

ーダル MP」という。)では、首都プノンペン-シハヌークビル間を主要回廊の一つとし、本港を国内港湾の核として開発を進めることとしている。プノンペン-シハヌークビル間の貨物輸送モードは、既存の道路と鉄道に加え、今後はプノンペンとカンボジア南部のタイ湾沿岸にあるシハヌークビル近郊のケップにある深海港を結ぶフナン・テチョ運河の建設により、貨物流動の変化も想定される。また、本港が所在するプレアシハヌーク州を含む沿岸 4 州（プレアシハヌーク州、カンポット州、コッコン州、ケップ州）においては、経済財政省（Ministry of Economy and Finance）が多目的 SEZ・経済回廊開発マスタープランを策定中である。

このように、本港の背後圏では、将来にわたって産業高度化や地域連結性強化が計画されており、公共海港で唯一のクラス I である本港及びその後背地には、コンテナ貨物が集積する国内中核港及び物流ハブとして、長期的に大きな要求が向けられることは明らかである。しかしながら、港湾を取り巻く複雑な情勢変化や本港への多種多様な要求を総合して、港湾空間を長期的な視点で、開発、利用、保全するための姿を描くことは容易ではない。

かかる状況の中、2022 年 3 月に岸田首相（当時）がカンボジアを訪問した際のフン・セン首相（当時）との首脳会談において本港をカンボジア、ひいてはメコン、そしてより広い地域における主要な港の中核港として機能させるべく最大限協力していくことで一致した。さらに、2023 年 12 月、日カンボジア首脳会談において、フン・マネット首相は本港のマスタープラン策定に係る協力を要請し、岸田首相（当時）からは同港が地域の中核港として機能するよう、引き続き協力していく旨回答がなされたことを受け、本事業を実施するものである。

（２） 港湾セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は「対カンボジア王国国別開発協力方針」（2024 年 4 月）において、「経済成長をもたらす産業の変革と発展」を重点分野の一つに位置付け、物流（道路、港湾、税関など）の円滑化による連結性強化に取り組むとしている。また、「対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー」（2025 年 1 月）では、本港の機能・競争力強化を図り、国内及びメコン地域内の中核港を目指す上で、「シハヌークビル港において計画済の新コンテナターミナル整備以降の開発の方向性についても、適切な時期に協力の検討を開始する。」としており、本事業はこれら戦略・方針に合致する。加えて、JICA グローバル・アジェンダ（運輸交通）の「グローバルネットワークの構築」に合致する他、SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献する。

我が国はこれまでカンボジア全体の発展を支える本港に対し、各スキーム（円借款、海外投融資、無償資金協力、技術協力等）を通じて継続的に支援¹³し、2026 年には本

輸・物流セクターの関連計画・調査結果を統合して策定されたマスタープラン。同マスタープランは、道路、鉄道、河川港、港湾、航空、物流、その他の7つの主要な要素から構成されており、ハード・ソフト両面で投資額計約367億ドルに及ぶ174のプロジェクトが掲載。

¹³ 具体的には、開発調査「シハヌークヴィル港整備計画調査」（1996年-1997年）、開発計画調査型技術協力「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」（2011年-2012年）で港湾拡充計画を策定し、円借款「シハヌークビル港緊急リハビリ事業」、「シハヌークヴィル港緊急拡張事業」、「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業」、「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」、「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」（それぞれ1999年、2004年、2008年、2009年、2017年に

港への日本の協力開始から 30 周年を迎える。こうした協力を通じて、JICA はシハヌークビル港湾公社（Sihanoukville Port Autonomous。以下「PAS」という。）及び公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport。以下、「MPWT」という。）にとって最も重要なパートナーとしてカンボジアの物流改善に大きく貢献すると同時に、本港は日本・カンボジア間の友好関係を象徴する港となっている。

（３） 他の援助機関の対応

世界銀行は、インターモーダル MP の策定に活用された「物流マスタープラン」の策定を 2018 年に JICA と共同で支援し、近年は物流コストの算出方法等の研修を実施している。中国は、MPWT からの要請を受け、2019 年に招商局集団¹⁴がプノンペンを含む河川港の開発計画策定のためメコン川水系の調査を実施した。また、経済財政省は、中国の支援を受けて「インターモーダル運輸マスタープラン（Intermodal Transport Master Plan for Cambodia）」を策定し、同計画は上述のインターモーダル MP として発展した。さらに、本港が所在するプレアシハヌーク州を含む沿岸 4 州（プレアシハヌーク州、カンポット州、コッコン州、ケップ州）においては、経済財政省が中国のコンサルタント Urban Planning Design Institute of Shenzhen（UPDIS）と契約し、多目的 SEZ・経済回廊開発マスタープランを策定中である。中国はその他、民間主導（BOT）でプノンペン-シハヌークビル間的高速道路、プノンペン-バベット国境間的高速道路、シェムリアップ・アンコール国際空港、フナン・テチョ運河等の大規模な運輸インフラ事業に参画している。フナン・テチョ運河については、2025 年 4 月 17 日の習近平国家主席の現地訪問の機を捉え、スン・チャントール副首相と中国側¹⁵との間で建設契約が締結され、工期は 2028 年までとされている。アジア開発銀行（ADB）は、プノンペン-シハヌークビル間及びシソポン-ポイペト間の鉄道の改修を支援した。タイは、周辺国経済開発協力機構（NEDA）を通じて、カンボジアとの国境において、橋梁や国境施設（ストウンボット国境）の建設等、タイとの連結性向上に関わる支援を行っている。

3. 事業概要

（１） 事業目的

L/Aに調印）、海外投融資「シハヌークビル港整備・運営事業」（2017年）で港湾設備等の整備を進め、技術協力「港湾管理運営能力強化プロジェクト」（2007年-2009年）及び円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」（フェーズ1：2013年-2016年、フェーズ2：2018年-2022年、フェーズ3（実施中）：2022年-2027年）にて運営効率化を長年支援している。更に、無償資金協力「主要国際港湾保安施設及び機材整備計画」、「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（それぞれ2006年、2019年に贈与契約を締結）でセキュリティ施設・機材、港湾電子情報処理（Electric Data Interchange、以下「EDI」という。）システムを整備した。また開発計画調査型技術協力「電子海図策定支援プロジェクト」（2013年-2016年）では、本港における船舶航行安全性向上に資するものとして電子海図が作成された。PASを所管する省庁のMPWTに対しては現在、「港湾行政能力強化プロジェクト」（2022-2025年）にて港湾開発基本方針及び港湾技術基準の策定支援を通じた港湾行政の能力強化を行っている。また、物流改善にかかる技術協力としては、「物流システム改善プロジェクト」（2018年～2023年）の後継として「物流改善実施能力向上プロジェクト」（2024年～2027年）を実施している。

¹⁴ 中国の国務院国有資産監督管理委員会が株式の100%を所有する、香港特別行政区に登録されている非公開株式会社。傘下の企業は、海運、造船、港湾・高速道路・物流施設などの管理運営、不動産開発、金融などを手掛ける複合企業。

¹⁵ 契約相手：Funan Techo Coastal-Inland Waterways Company Limited（特別目的会社）、請負企業：中国交通建設（China Communication Construction Company：CCCC）。

本事業は、シハヌークビル港の地域中核港・物流ハブ¹⁶化マスタープランを策定することにより、同港の地域中核港・物流ハブ化に寄与する。

(2) 総事業費

約 5.2 億円

(3) 事業実施期間

2026 年 1 月～2027 年 12 月を予定（計 24 ヶ月）

(4) 事業実施体制

シハヌークビル港湾公社（PAS）、公共事業運輸省（MPWT）

(5) インプット（投入）

1) 日本側（合計約 94.80P/M）

①調査団員派遣：総括／港湾開発戦略、物流政策／コネクティビティ、地域開発・経済特区・市場分析、港湾インフラ・港湾計画、海運・航路ネットワーク、産業政策、需要予測／経済分析、自然条件（波浪、潮流、土質、地形、深浅）、環境社会配慮、港湾施設設計/事業費概算、港湾管理運営／開発方式、カーボン・ニュートラル・ポート（CNP）、道路計画、鉄道／インランド・コンテナ・デポ（ICD）、通関・保税

②研修員受け入れ（港湾長期構想）

2) カンボジア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

1) 対象分野：港湾

2) 対象地域：プレアシハヌーク州沖合及び沿岸地域

3) 裨益者：PAS、MPWT、カンボジア国民

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

現在、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」（2017 年 L/A 調印）及び「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業」（2022 年 L/A 調印）にて NCT1,2,3 の整備を進めている。また、円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ3」（2022-2027 年）では、PAS による本港（コンテナターミナル及び SEZ）の運営・管理能力の強化を図っている。本事業は、本港のマスタープラン策定の過程で、NCT を最大限活用するための貨物需要の創出や広域集貨に係る検討を実施し、一層の貨物の呼び込みに貢献することが期待されるとともに、将来的に同港をカンボジア国内ひいてはメコン、そして ASEAN 地域の中核港及び物流ハブとして発展させるための計画を策定するものであることから、実施中円借款の開発効果増大に寄与する。また、

¹⁶ 「地域中核港・物流ハブ」が対象とする範囲は、シハヌークビル港取扱貨物発生集中地区、カンボジア全土、メコン地域等、文脈により定義が複数存在することから、本事業開始後早期に適切な範囲を検討する予定である。

MPWT に対する技術協力「物流改善実施能力向上プロジェクト」（2024 年～2027 年）にて実施中の調査「Regional Hub Study」では、同国を地域のハブとするための政策及び戦略の策定を支援していることから、同調査との重複を避けつつ、連携及び相乗効果を図る。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

国際金融公社（IFC）が経済財政省（MEF）及び MPWT と共に実施中の PPP 事業「シハヌークビル物流コンプレックス（SHV-LC）」では、シハヌークビル港の後背地である PAS 所有地が候補地に選定され、現在は F/S を実施している。そのため、本事業によるシハヌークビル港の貨物需要予測、内陸部との連結性、後背地の活用等の検討においては、IFC の SHV-LC 事業 とともに連携を図る。また、本事業で策定する計画の実効性を担保する上では、民間連携を図り、港湾や背後圏のユーザー（船社、荷主、物流事業者、経済特区参入企業等）の意向を聴取しながら、ユーザーにとって利用価値の高い港湾とすることが重要である。そのため、本事業ではマスタープランの策定過程から、中間成果物を港湾や背後圏のユーザーを対象としたセミナーで共有・公開することを合意した。

（8）環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本格調査で確認。

④ 汚染対策：本格調査で確認。

⑤ 自然環境面：本格調査で確認。

⑥ 社会環境面：本格調査で確認。

⑦ その他・モニタリング：本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項：気候変動対策（緩和策）に資する。

＜分類理由＞本事業ではマスタープランの目標年次である 2050 年までにシハヌークビル港が国際競争力を高めるため、PAS に新設された Green Port WG とともに調整しながら、マスタープランで CNP（カーボンニュートラルポート）の概念を適用した取り組みを提案することとしており、マスタープラン策定を通じて、温室効果ガス排出量削減に貢献することが期待されるため。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI（S）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞詳細計画策定調査にて確認された、カウンターパート機関である PAS や PAS の関連する事業における女性の労働人口の少なさや、物流・交通分野における意思決定段階で女性や社会的弱者の参画が達成されていないというジェンダー課題を踏まえて、本案件のアウトプットであるマスタープランの

文書内に、ジェンダーの分析結果とその対応に関する章を設けることを合意したため。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)
「シハヌークビル港地域中核港・物流ハブ化マスタープラン 2050」に基づき、中長期計画が実行され、シハヌークビル港が地域中核港・物流ハブへ発展する。

(2) アウトプット

「シハヌークビル港地域中核港・物流ハブ化マスタープラン 2050」が策定される。

(3) 調査項目

1) シハヌークビル港及び背後圏地域の現状、課題、将来見通しの分析¹⁷

- ① カンボジア国の現状と開発戦略・政策・計画のレビュー
- ② プレアシハヌークビル州の現状と開発戦略・政策・計画のレビュー
- ③ シハヌークビル港の現状把握と課題の分析
- ④ シハヌークビル港のメコン地域を含む周辺地域における役割の検討
- ⑤ カンボジア国の産業・貿易の現状把握、課題分析及び将来計画のレビュー
- ⑥ カンボジア国及びメコン地域を含む周辺国における運輸インフラ及び港湾サービスの現状把握、課題分析及び将来計画のレビュー
- ⑦ カンボジア国及びメコン地域を含む周辺国における貨物流動及び連結性の現状と課題並びに連結性の将来見通しの分析
- ⑧ 経済特区・保税地域の現状把握、課題分析及び計画のレビュー
- ⑨ シハヌークビル港に向けられる要請の分析（他の地域中核港との比較した本港の特徴や優位性を明らかにするための市場競争力調査を含む）

2) 「シハヌークビル港地域中核港・物流ハブ化マスタープラン 2050」の策定

- ① 地域中核港・物流ハブ化戦略の検討
- ② 将来需要予測（国際/国内、貨物/旅客）
- ③ 新たなターミナル展開地区の検討
- ④ 港湾計画の検討
- ⑤ 港湾振興・カーボンニュートラル・情報港湾施策の検討
- ⑥ マスタープラン（長期構想及び港湾計画）の作成
- ⑦ 港湾管理・開発方式・段階整備等目標達成にむけた取り組みの検討
- ⑧ シハヌークビル港が地域中核港及び物流ハブとしての機能を果たすために必要なインフラ整備及びサービス改善の提言

3) マスタープランの策定や実現に向けた能力強化

マスタープランの策定や実現に関する研修、技術協議や知見共有のためのワークショップ、民間連携促進のための普及セミナー等の実施

5. 前提条件・外部条件

¹⁷ 上述の通り、MPWTに対する技術協力「物流改善実施能力向上プロジェクト」（2024年～2027年）にて実施中の調査「Regional Hub Study」では、同国を地域のハブとするための政策及び戦略の策定を支援していることから、同調査との重複を避けつつ、連携及び相乗効果を図る。

(1) 前提条件

PAS や MPWT の組織体制・権限等に大幅な変更がない。

(2) 外部条件

カンボジア政府のシハヌークビル港に対する政策に大幅な変更がない。

経済状況の変化等により開発資金が不足しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

JICA が 2017 年に実施した「経済特区開発支援に関するプロジェクト研究」では、既往円借款で整備したシハヌークビル港経済特別区（以下「SPSEZ」という。）については、市場ニーズや港湾に隣接しているメリットを活かしきれず、企業誘致が難航していることから、近郊で操業している他の経済特区と差別化を図るため、当初想定した製造業に加えて港湾に隣接している立地特性を活かした物流・加工業誘致の可能性を模索する必要性が指摘されている。また、SPSEZ は実施機関である PAS に経済特区の運営経験が無いことから、潜在顧客へのマーケティング、アフターケアサービスが容易でなかったと分析されている。本事業の調査項目では、周辺の地域中核港との比較優位を明らかにするための市場競争力調査を含むが、その際には港の後背地・臨港地区の経済特別区や集積産業、PAS が内陸部に所有する土地等も広義の港湾・物流機能と捉えて調査対象に含め、本港の機能を強化するための提言をマスタープランに含める。実効性の高い提言を行うにあたり、本事業では、後背地・臨港地区の土地利用のための需要調査、運営体制、マーケティング戦略等の検討も行うこととする。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、本港の地域中核港・物流ハブ化マスタープランの策定を通じて、同港の地域中核港・物流ハブ化への発展に資するものであり、SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

（提案計画の活用状況）

「シハヌークビル港地域中核港・物流ハブ化マスタープラン 2050」が、カンボジア政府（首相）により承認され、PAS 及び MPWT を含む政府がこれを活用し、段階整備等目標達成にむけた取り組みに着手する。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後 事後評価

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：途上国の港湾の長期構想及びマスタープラン策定にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（1号）】

① 対象国及び類似地域：カンボジア国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年11月中旬～2027年11月中旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 92.40 人月

本邦研修に関する業務人月2.4を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。

なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 延べ56回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ ボーリング調査

➤ 戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果の取りまとめ資料

➤ 本プロジェクトにかかる R/D 及び詳細計画策定調査会議議事録 M/M

2) 公開資料

➤ カンボジア国シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業準備調査 最終報告書（和文要約版）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030259.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有

4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか

否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 462,340,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2）上限額を超える別提案に関する経費
- 3）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（49,754,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ボーリング調査	第2章 特記仕様書（案）第3条 実施方針及び留意事項（3）	30,000,000円	調査費一式	再委託
2	戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査	第2章 特記仕様書（案）第3条 実施方針及び留意事項（4）	10,000,000円	調査費一式	再委託
3	本邦研修にかかる経費	第2章 特記仕様書（案）第4条 業務の内容（10）	9,754,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号1.0人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 1,700,000円	報酬 国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦／現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)